

中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例案について

パブリック・コメント手続を実施した結果、「(仮) 中野区住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例」に盛り込むべき主な内容(案)を提出された意見により修正した箇所はありませんでしたが、その後、区議会区民委員会、建設委員会に実施結果の報告を行い、両委員会での議論を踏まえて区が総合的に判断した結果、住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例案に住居専用地域における住宅宿泊事業の制限(第6条1項・2項)の例外規定(第6条第3項～第7項)を盛り込み、平成30年中野区議会第1回定例会に提出しました。

この例外規定は、住宅宿泊事業を家主同居型の形態で行う場合、区の許可を受けたときは、制限区域(住居専用地域)において期間の制限を受けることなく住宅宿泊事業を実施することを可能とするものです。詳細は、条例案をご覧ください。